

公益財団法人 杉村先生記念奨学財団

奨学金貸与規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人杉村先生記念奨学財団定款第2章目的及び事業（事業）第4条第1項第1号の奨学金の貸与は、この規程によって行う。

(奨学生の資格)

第2条 本財団が奨学金を貸与する奨学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 大学若しくは高等学校に在学する者、又は理事会が認めた学校等に在学する者であること。
- (2) 経済的な理由により修学困難な事情があること
- (3) 向学心に富み、かつ、修業の見込みがあること。
- (4) 将来、国家及び社会に役立つと認められる者であること。

(奨学金貸与の額)

第3条 奨学金の貸与額は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 高等学校の生徒 | 月額 10,000 円 |
| (2) 盲学校、ろう学校又は高等養護学校の生徒 | 月額 10,000 円 |
| (3) 高等専門学校生徒 | 月額 10,000 円 |
| (4) 大学生（短期大学・大学院生） | |
| ア、自宅通学者 | 月額 20,000 円 |
| イ、自宅外通学者 | 月額 25,000 円 |
| (5) 各種学校の生徒 | 月額 10,000 円 |

(奨学生の認定)

第4条 本財団から奨学金の貸与を希望する者は、奨学金貸与申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 在学学校長、出身学校長その他の者の推薦書
- (2) 在学説明書（合格通知書の写し）
- (3) 家庭状況書及び収入状況
- (4) 住民票抄本
- (5) その他、理事会が必要と認める書類

第5条 奨学生の認定は、前条の規定によって提出された書類によって、理事会において決定する。ただし、書類によって決定が困難な場合は、試験、面接その他の方法を併用する。

2 奨学生の認定を決定したときは、奨学生認定通知書により、その旨を通知する。
(保証人)

第6条 奨学生として認定された者は、保証人を2人立てなければならない。保証人が死亡し、又は保証人の資格を失ったときも、同じとする。

2 前項の保証人は、北海道の区域内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年の者でなければならない。

3 奨学生は、保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

(奨学金の貸与)

第7条 奨学金は、原則として3月分を合わせて貸与する。

2 奨学金を受領したときは、奨学生は、その都度、受領書を提出しなければならない。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく、奨学生異動届によりその旨を届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができない場合は、保証人が、その理由を付けて、代わって届け出なければならない。

(1) 進級したとき。(在学証明書を送付すること)

(2) 在学年の過程を修了したと認定されなかったとき。

(3) 病気のため、引き続き1週間以上欠席したとき。(医師の診断書を添付のこと)

(4) 休学し、復学し、又は退学したとき。

(5) 学校その他から賞罰を受けたとき。

(6) 奨学生又は保証人氏名、住所その他重要な事項について変更があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、保証人が、直ちに奨学生死亡届を死亡を証する書類を添えて、その旨届け出なければならない。

(奨学金の貸与の決定の取り消し)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学生の貸与の決定を取り消す。

(1) 第2条に定める資格を欠いたとき。

(2) 奨学金の貸与を辞退したとき。

(奨学金の貸与の停止)

第 10 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学生の貸与を停止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) その他生徒又は学生として適当でない行為があったとき。
- (4) 本財団の名誉を傷つける行為があったとき。

(奨学金の貸与の復活)

第 11 条 前項の規定により奨学金の貸与を停止された奨学生については、その理由がなくなった後に、奨学金貸与復活願により願い出たときは、理事会の決定により奨学金の貸与を復活する。

第 12 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、貸与を受けた奨学金を全額本財団に返還しなければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。
- (3) 奨学金の貸与が復活されなかったとき。

2 前項各号の一に該当したときは、奨学金は保証人と連署した奨学金借用証書を提出しなければならない。

第 13 条 奨学金の返還は、奨学金の貸与が終了した日から 1 年を経過した日以降、貸与を受けた年数の 3 倍の期間内に行わなければならない。

2 奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法による。ただし、返還未済額の一部又は全部をいつでも繰り上げて返還しても差し支えない。

(返還すべき金額等の通知)

第 14 条 奨学金の返還については、奨学生であった者に対し、あらかじめ、返還すべき金額、返還期日その他奨学金の返還に必要な事項を通知する。

(返還の督促)

第 15 条 本財団に対し奨学金の返還義務を負う者(奨学生であった者及び保証人をいう。以下「返還義務者」という。)が返還期日までに奨学金を返還しないときは、返還している金額、返還期日及び返還方法を記載した奨学金返済督促書をもって督促する。

(返還の猶予)

第 16 条 返還義務者が各号の一に該当する場合は、理事会の決定により、必要と認める期間、返還を猶予することができる。

(1) 第 2 条第 1 項に掲げる学校に在学中のとき。

(2) 病気、災害その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき。

2 前項の規定により、奨学金の返還の猶予を受けようとする者は奨学金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて、その旨願い出なければならない。

(返還債務の当然免除)

第 17 条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、又は不具発症のため精神若しくは身体の機能に高度の障害を残し労働能力を喪失したときは、その返還未済額の全部の返還を免除する。この場合においては、保証人は、奨学金返済免除届にその事実を証する書類を添えて届け出なければならない。

(減 免)

第 18 条 返還義務者が病気やその他やむを得ない事由により、奨学金の返済が困難と認められる場合は、理事会の決定により奨学金の減免をすることができる。

2 前項の規定により、奨学金の返済の減免を受けようとする者は、奨学金の返済減免願にその事由に証する書類を添えて、その旨を願い出なければならない。

第 19 条 奨学金の返還期間中に、返還義務者の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人を変更したときは、奨学生であった者は、速やかに、氏名等変更届又は保証人変更届により届け出なければならない。

附 則

1 この貸与規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

以下余白

公益財団法人 杉村先生記念奨学財団奨学生採用選考規程

この規程は、当財団の定款に基づき下記の通り規程する。

定款第2章 目的及び事業

(目的) 第3条 この法人は、故杉村久吉先生の遺徳を敬慕する旭川市立日章小学校の卒業生によって設立し、教育愛に燃えた先生を継承して、国家及び社会に有為な人材の育成に必要な事業を行い、もって本道の発展の寄与することを目的とする。

第2章 目的及び事業

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、北海道の区域内において次の事業を行う。

(1) 次の学校の生徒又は学生に対して奨学金を貸与すること。

ア、高等学校

イ、盲学校、聾学校又は養護学校の高等部

ウ、高等専門学校

エ、大学（短期大学及び大学院を含む）

オ、理事会で指定した各種学校

(2) 奨学生の指導及び支援を行うこと。

(3) 故杉村久吉先生の遺徳を顕彰すること。

(4) 教育に功労のあった者の表彰を行うこと。

(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号に掲げる事業は、この法人が別に定める奨学金貸与規程によって行う。

<細 則>

公益財団法人杉村先生記念奨学財団定款第4条(1)「次の学校の生徒又は学生に対して奨学金を貸与すること。」に基づく奨学生採用に当たり採用選考規程細則を設け、理事会より委嘱された特別委員会（奨学生募集選考委員会）で選考することとする。

＜奨学生採用選考規程細則＞

1 奨学生の資格

- ・本財団貸与規程第2条による（1）～（4）

2 奨学金貸与額

- ・本財団貸与規程第3条による（1）～（5）

3 貸与の認定

- ・本財団貸与規程第4条による

（1）在学学校長、出身学校長その他の推薦書

（2）在学証明書（合格通知書の写し）

（3）家庭状況書

- ・経済的な理由により修学が困難な事情があると認められること

（4）住民票抄本

（5）本財団貸与規程第6条により選考採用された場合は、本人の誓約書並びに連帯保証人2人の提出を求める。

（6）その他理事会が必要と認めた書類

- ・応募者多数の場合に本財団貸与規程第5条により理事会で決定する留意事項

①応募に当たっては、本人の奨学生志望論文（A4判 400 字詰め）原稿用紙2枚程度にまとめ、応募票に貼付の上、提出（理事会で選考）

②成績優秀（5段階評価の平均4以上）であること

③貸与中においては、当財団が主催する研修会並びに支援の会に参加できること

④個別選考に当たっては、直接の利害関係者を除く。

令和5年度（第49期） 奨学生採用推薦応募票

公益財団法人杉村先生記念奨学財団
理事長 岩井中 昇

事務所（〒070-0034）旭川市4条通り7丁目586-2

つつじプラザビル（☎080-1230-1554）

事務局

旭川市立日章小学校内

ふりがな			
氏 名			
生年月日	平成	年	月 日 生 男 女 歳
住 所	本人住所	〒 ☎	
	保護者	〒 ☎	
	通 学 校	〒 ☎	
本人学歴	年 月 日	学 校 名	
		小学校卒業	
		中学校卒業	
		高等学校卒業	
進 学 校	高等学校		
	大学		学部 学科
	専門学校		
推薦者の言葉			
保 護 者	ご 住 所	〒	
	電 話	() 携帯 ()	
	ご 芳 名	⑩	
備 考	(世帯主のおよその年収等)		

※奨学生採用志望論文を添付してください（A4版原稿用紙2枚程度）

※なお、本記載事項は、推薦応募以外には使用いたしません。

あなたの夢を サポートします!!

公益財団法人
杉村先生記念奨学財団

奨学金貸与

〒078-0034北海道旭川市4条通7丁目586-2

つつじプラザビル Tel080-1230-1554

e-mail: sugimurazai@seagreen.ocn.ne.jp

返済は無利子です。

道内大学生・大学院生

自宅通学者

月額20,000円

自宅外通学者

月額25,000円

ただし、保護者が道内在住の学生

本年度募集人数1~3名

詳細は、ホームページで

杉村先生記念奨学財団

検索



奨学金貸与規定(抜粋)

〈奨学生の資格〉

第2条 本財団が奨学金を貸与する奨学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 大学若しくは高等学校に在学する者又は理事会が特に認めた学校に在学する者であること
- (2) 経済的な理由により修学困難な事情があること
- (3) 向学心に富み、かつ、修業の見込みがあること
- (4) 将来、国家及び社会に役立つと認められる者であること



募集締め切り
2023年4月30日

